資料3

国土交通省における荷主対策の取組について

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の概要 （平成30年法律第96号）

国土交通省

改正の目的

- トラック運送業の健全な発達を図るため、**規制を適正化**
- 時間外労働規制の適用（令和6年4月）を見据え、**緊急に運転者の労働条件を改善**

改正の概要

1. 規制の適正化

参入要件を厳格化（欠格期間の2年から5年への延長や、資金力確保の厳格化等）

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

定期的な車両の点検・整備の実施や**社会保険料の納付**等の義務づけ

3. 荷主対策の深度化

【時間外労働規制が適用されるまで（令和6年3月）の時限措置】

トラック事業者の法令遵守に係る**荷主の配慮義務**や、**国土交通大臣による荷主への働きかけ**の規定を新設

違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認められる場合 → 働きかけ

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合 → 要　請

要請してもなお改善されない場合 → 勧告・公表

「働きかけ」等を実施した荷主数

対応内容	荷主数
要　請	3
働きかけ	78

※令和5年3月末現在

4. 標準的な運賃

【時間外労働規制が適用されるまで（令和6年3月）の時限措置】

運転者の労働条件を改善し、**持続的に事業を運営**するための参考指標として「**標準的な運賃**」の制度を導入（令和2年4月告示）

⇒セミナーや各種協議会による周知・浸透

要請の実施事例①

国土交通省

○違反原因行為：長時間の荷待ち

（製造業・発荷主）　～中部運輸局管内

○　**令和3年1月に「働きかけ」、令和４年８月に「要請」を実施**

《「働きかけ」後の相談者からの申告内容》

- 昼過ぎから待機しているが、夕方１８時ころの積込になるのが常。
- 積込待ちがかなり長くて、お昼に受付しても夜７時になる。

～　国土交通省において調査を実施し、情報との整合性を確認

○　発荷主において、改善計画に基づいた各種取組（「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」など）を実施した結果、「1時間以上の待機台数比率」は大幅改善。

引き続き、業界及び客先に対する「オーダーの早期化」への働きかけの強化を継続

（倉庫業・発着荷主）　～関東運輸局管内

○　**令和４年７月に「働きかけ」、令和５年２月に「要請」を実施**

《「働きかけ」後の相談者からの申告内容》

- 受付後、2時間半以上荷待ちがあり、現在も待っている。
- 朝8時過ぎに受付したにも関わらず、12時現在も呼ばれない。

○業務体制として、「積卸時間(～14:00)」と「積込時間(14：00～)」とを分けており、積卸時間帯には積込みはできない状況であったところ、体制の変更を含め、改めて改善計画の策定に着手

要請の実施事例②

国土交通省

○違反原因行為：過積載運行の指示

（運送業（元請））

（相談者からの申告内容）　～関東運輸局管内

● 軽貨物車による飲料水配送において、委託を受けている荷量を運ぶために過積載となっていることを相談したが、対応してもらえない。（この他、複数の違反原因行為にかかる情報あり）

～　令和４年１０月、「働きかけ」を実施

～　申告内容の事実確認とともに、改善計画の作成に着手

（追加申告内容）　～近畿運輸局管内

● 過積載とわかっていながらトラックに荷物を積むように強要してくる。過積載である旨を忠告しても聞いてもらえない。

～　令和４年１１月、「要請」を実施

○申告内容の事実確認とともに、当該違反原因行為の防止に向けた全社レベルの対策強化について着手